

公立大学法人秋田県立大学役員の任期に関する規程

平成18年 4月 1日

規程第14号

(総則)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田県立大学（以下「法人」という。）の副理事長及び理事（以下「役員」という。）の任期について定める。

(役員任期)

第2条 役員任期は、2年を超えない範囲内で理事長が定める期間とする。ただし、役員任期の末日は、当該役員を任命する理事長の任期の末日以前とする。

2 役員は、再任されることができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。